

社団法人 日本経営工学会

中部支部規約

平成2年4月19日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本支部は日本経営工学会中部支部と称する。

(所 在 地)

第 2 条 支部の事務局は愛知県におく。

(目 的)

第 3 条 中部圏における経営工学の学会活動をととして学術の進歩発展をはかり、経営工学の教育・研究への寄与、産業の発展ならびに社会の向上に貢献することを目的とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本支部は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。

(1) 経営工学に関する調査研究

(2) 経営工学に関する見学会・研修会・講演会ならびに研究発表会等の開催

(3) 経営工学の普及

(4) その他本支部の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および事業報告)

第 6 条 事業計画および事業報告は支部長がこれを作成し幹事会の議をへて総会の承認を受ける。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 7 条 支部の会員は原則として中部圏に在住する日本経営工学会会員によって構成する。

その他の地域に在住する学会員でも希望によっては、幹事会の承認を得て会員になることができる。賛与会員として登録した者は1口につき3人までを会員と同様の資格を有する者としてとりあつかう。

第 4 章 役 員

(役員の名称および人数)

第 8 条 支部につきの役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 4 名以内
- (3) 会計監査 2 名
- (4) 幹 事 40 名以内
- (5) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第 9 条 役員はつぎのように選出する。

- (1) 支部長は会員がこれを選出する。
- (2) 副支部長は幹事会の承認を得て支部長がこれを委嘱する。
- (3) 会計監査は幹事会において幹事がこれを互選する。
- (4) 幹事は会員がこれを選出する。支部長はこのほかに少数の幹事を追加任命することができる。
- (5) 常任幹事は幹事より支部長がこれを委嘱する。
- (6) 役員は会員、賛与会員より選出する。
- (7) 支部長、幹事の選出は総会においてこれを行なう。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し会務を統括・運営する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し必要があればその職務を代行する。
- (3) 会計監査は会計を監査する。
- (4) 幹事は会務を審議する。
- (5) 常任幹事は会務の企画・立案を行ない、決定された事項を執行する。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

ただし、原則として支部長、副支部長、常任幹事は引続き 2 期をこえないものとする。

- 2. 補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3. 仕事が終了しても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なうものとする。

第 5 章 幹事会および総会

(幹事会)

第 1 2 条 幹事会は必要に応じて支部長がこれを招集し、会務を審議する。

2. 幹事会は委任状を含め幹事の過半数をもって成立する。やむを得ない場合は、会員をもって代理出席させることができる。
3. 議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。賛否同数のときは議長がこれを決する。

(定時総会)

第 1 3 条 定時総会は毎年度終了後 2 ヶ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会はつぎの事項を審議する。
 - (1) 事業報告および決算報告
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 支部規約の改訂
 - (4) その他支部の運営に関する重要事項
3. 総会は委任状を含め、会員の 5 分の 1 以上の出席によって成立する。

議事は規約の改訂を除いては第 1 2 条 3 項に準じて決定する。

(臨時総会)

第 1 4 条 支部長は必要に応じ幹事会の議をへて臨時総会を招集することができる。

2. 会計監査が会計上重要な問題があると認めた場合、支部長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 会員の 5 分の 1 以上の要請があった場合、支部長は総会を招集しなければならない。
4. 臨時総会の成立および運営は定時総会の場合に準ずる。

(議事録)

第 1 5 条 幹事会および総会の議事は議事録として保管し会員はこれを閲覧することができる。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 1 6 条 支部の経費は日本経営工学会よりの交付金その他の収入をもって

これにあてゐる。

(予 算)

第 1 7 条 支部の収支予算は幹事会の議をへて總會の承認を受けなければならない。

(決 算)

第 1 8 条 支部の収支決算は会計監査を受け幹事会の議をへて總會の承認を受けなければならない。

第 7 章 名 誉 職 位

第 1 9 条 支部に名誉職位を置くことができる。

(1) 名誉職位は名誉支部長、名誉顧問とする。

(2) 名誉職位は、總會の同意を得て、支部長が委嘱する。

第 8 章 規 約

(規約の改訂)

第 2 0 条 規約を改訂するときは、總會において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

変更した規約は学会本部へ届出なければならない。

附 則

この規約は昭和 4 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 年 4 月 1 9 日から施行する。